

第37回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月5日 午後3時31分～午後4時30分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 16名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 閉 会

出席委員 (16名)

1番	吉田 孝行	2番	中村 伸秀
3番	松永 博視	4番	岡本 義照
5番	近藤 茂	6番	井寺 知江子
7番	成清 輝美	8番	角 豊明
9番	中村 浩章	10番	北原 良輝
11番	城戸 慎吾	12番	溝口 弘之
13番	城戸 孝行	14番	富安 春二
15番	古賀 重満	16番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員 (0名)

会議に出席した事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 3 時 31 分 開会

○事務局

皆さますみません、もう時間が過ぎておりますので総会を始めていきたいと思えます。携帯電話をお持ちであれば、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。また、マスクの着用は各自の判断でお願いいたします。

○議 長

皆さん、こんにちは。(こんにちは) 今の委員さんのなかでは最後の総会でございます。慎重なるご審議をよろしく申し上げます。本日は欠席者はありません。全員出席でございます。次に注意事項でございます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いをいたします。また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いをいたします。本日の議事は、報告事項が 1 件、議案が 5 件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には 4 番の岡本義照委員、5 番の近藤茂委員にお願いをいたします。それでは、報告第 1 号にはいります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第 1 項、所在、下北島、田 2 筆、面積計 1,669 m²、解約事由は農地売買のためでございます。解約後については 6 ページの第 2 項です、この後説明をいたします。
以上でございます。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。次に、議案第1号第1項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、熊野、地目、田1筆、面積1,331㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字熊野の_____さん、利用目的は米麦大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和5年7月25日でございます。受人の_____さんは令和5年5月にあっせん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました、第1項について質問のある方は、どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に第2項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

すみません、第2項についてはですね、議案の修正をお願いいたします。利用目的が米麦大豆となっておりますが、麦を削除お願いいたします。誤記であります。では第2項、所在、折地、地目、田1筆、面積1,192㎡、渡人、大字折地の_____さん、受人、大字井田の_____さん、利用目的は米大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和5年7月18日でございます。受人の_____さんは令和5年6月にあっせん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました、第2項について質問のある方は、どうぞお願いをいたします。

○委員（1番）

小さいことですが今回の売買面積が 1,192 m²ですね。それに対して経営面積が 90 m²、貸付けが 4,269 (m²) ということは貸付けてあるところを今回売られるってことになるでしょ。貸付けてあるところをするなら解約をしとらんとでけんとかなら思いますが、そこら辺の説明をお願いします。

○議長

暫時休憩をします。

【休憩】

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。どうぞ。

○事務局

今確認しましたら推進機構さんである場合のやつは解約はしなくて今までしている。(それに準ずるため) それで良いということで、法人さんがやってあるので同意書があればそれで通していると言われたんですよ、担当の回答としてですね。これで今までやってきたということですので、解約はしてないと。

○委員（5番）

今年の4月だったかな農業経営基盤強化促進法の一部改正ということで、ポイント3つですね農地の集約化の手法について農地利用集積計画は市町村が定めて、配分計画は機構がやる、これが合体して機構が農地利用集積等促進計画に一本化されたということだから、農地利用集積計画の所有権移転とか農地利用集積計画の利用権設定というのも本来機構に統合されておるから、今の事務局の話だったらそれで通ると思うんですよ。それは後で質問しようと思いましたが、今市町村が定めるというふうになつとるから二つとも、これは本来は推進機構が定めて農業委員会の方に意見を求めるというようなことだと思いますから、基盤法の一部改正が発しておるかなというふうに聞いて思ったんですけどね。もうちょっと具体的に分かりやすく説明されると理解できると思いますけどね。(はい) ポイント2で集約化の業務についてということで何回も言ってる中間管理機構の農地利用集積等促進計画に一本化されたということで令和5年の4月1日に施行される経営基盤強化促進法の改正についてということになつとるからですね。その辺の件名から変えていかやんとかかなと思って、当分の間はこ

の市町村が決定するやつと中間管理機構の決定が二本立てでいきますということであれば、____さんが言うように一旦（解約して）はい。なんでこの折地の____ですかね、この方のこの地番を誰が今、所有権というか利用権というか持っておられるかを農政課あたりに聞かれると大体はつきりするんじゃないですかね。耕作者が誰かということですかね。

○事務局

そうですね。後で、ここで私がすべて説明が出来んと思うので担当に来てもらってから説明でよろしいですかね。

○委員（1番）

よかですかね。

○議長

はい。

○委員（1番）

その関連で（はい）その____さんっていう方はこの農地を法人____に預けてあつとですかね。大字折地の筆を、下の____さんは____やけんで。何も説明がなかけん。例えば推進機構を介してするものはせんでいいちゅうような、ぎっくりの説明でしたけど。もしこの____さんが法人____に属してあつて、米と麦を作られよつて、____さんは____の法人に属してあつとですよね。組織が別々でも推進機構を介してるのであれば解約等が必要ないのかどうかですかね。同一組織内の人やつたらまあそれもあるかなつち思うとばつてん。組織が違つ場合でも推進機構を介しとるつちゅう中で単純にそういうと関係ないのか、そこも合わせてですかね。

○事務局

基盤法での売買のときに所有権移転、農地組合法人の構成委員さんが購入する場合は同意書をもつて、本来なら解約だと思います、ただ推進機構さんの売買と一緒に則つて解約ではなくて所有権移転の変更だけで良いということだったので。ただうちは同意を持つとかやんだらつと、勝手に変更するのでも法人さんが存じ上げないというのもおかしんじゃないかと、法人の方にはこの人からこの人に名義が変わりますよつていう同意書をいただいております。

○議長

これは____の法人にかたつとる方。

○事務局

そうです。_____の方です。あっせん名簿に登録される面積を作ってらっしゃるとい
うこと、先月あっせん名簿に諮らせていただいたと思います。

それに基づいて、基盤法で売買ということで、3条だったら完全に解約をしていた
だくということで、まああのう、こういう風にしております。ここ1年くらいずっと
そういう風にさせていただいているところです。

元々、推進機構さんに預けていなくて、推進機構さんの売買を使われる場合は、完
全に解約の必要があったりしますので、その使い分けが皆さん混乱されるかもしれ
ませんが。推進機構さんとの貸し借りをされてある法人さんもあれば、してない案
件それぞれ、2つありますがそれにのっとなって解約があるかどうかというのは、そ
こでやっているところです。

○委員（5番）

機構の場合だけが、解約をやって、市町村が決定する場合は、理由書ですか、それ
は。

○事務局

法人からの同意書です。この方の農地をこの方に移転しますということで、売買を
しますということで同意をいただいています。

法人の構成員さんがそのまま預けらっしゃるところで同意をいただいている
ところです。もし預けられんなら完全に解約をしてもらわやんとです。
推進機構さんの売買の場合は、何も書類で求められないんですけど、やはり法人さん
からすれば不安があると思うんですよね。預けていただけるかどうか。で解約も
要らないって言われたら、後でどうするかという話になるので。そしたらきちんとし
たお知らせする法人さんの方にこの方はこういうふうには売買せらっしゃるけんが、引
き続き法人さんの方に預けていただくということで、確認のために同意をいただい
ているところですよ。解約して農地をいつの段階で引き渡すか難しいとですよ。あ
の法人さんも貸し借りとかされていたりとかタイミングというのがわからないので
解約をしないでそのまま米から麦に移れるっていうのがあるので、その方がスムーズ
にそこらへんもあって同意ということでさせていただいています。

○委員（1番）

そういうことなら今回質問したのは経営面積に対して売買面積が多いけんで質問し

たのであって今のような状況であれば、備考のところに同一組織内移動の場合は必要ないと説明書きをしてもろとくと、質問せんでよかし、事務局の説明側もちゃんとできると思うばってん、今回経営面積が足らんやったけん私はお尋ねしたとばってん。

○事務局

今後は説明を加えるようにします。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に議案第2号を提案いたします。

○事務局

3ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は3ページから4ページまででございます。1項のみご説明いたします。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、水田、地目、田2筆、面積計1,371㎡、利用権は使用貸借、貸人、_____さん、借人、大字上北島の_____さん、利用目的は米麦、期間は5年でございます。続きまして集計表が5ページにあります。括弧書きの中間管理事業分は内数でございますけど、今回はございません。左上の総計です。田3件、面積15,007㎡、合計3件の15,007㎡でございます。内訳でございます。新規・再設定別では、新規3件でございます。通年・期間借地の別は通年3件でございます。小作料納入別では、金納2件、使用貸借が1件でございます。右の表になります。貸借期間別は、1年が1件、3年が1件、5年が1件、となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは説明が終わりました議案第2号について質問のある方はどうぞお願いいたします。(よかですか) はい。

○委 員 (4番)

項目の2番ですね。3ページの。5年の11月中間管理事業へ移行してしちゃっけど、これはまだ11月まで当分あるばってん、早う出してもよかとですかね。米印のところですよ。まだ今7月でしょうが、そげん早うよかつちやろうかと思ったところです。

○委 員 (13番)

ちょっとよかやか。借入れ始期が5年の7月15日からで終わりが5年の10月31日になつとるけん、その後中間管理機構に移行やなかですか。(ああ、そいけん)

○事務局

みやま市の方から連絡がございまして中間管理事業で設定したみたいなことの連絡があつてですね、このような手続きになっておるようです。ですので11月からは中間管理事業へ移行ということでここにあがっております。

○議 長

ということですが。(よかです) 他にございませんか。

○委 員 (1番)

件数ですね、4番の変更というのはこの集計表には反映しとらんですかね。説明がなかったけん、件数が4件あつとに。3件しかでらんやったけん。カウントしてないかの確認です。

○事務局

そうですね、反映しとらんですね。(変更は) 入ってない。

○委 員 (1番)

変更は入ってないと言ってもらふと分かりやすかばってん。4件あるとに、なんで3件やろうかってですね。

○議 長

良いですか(はい) 他にございませんか。

○委 員 (5番)

先程も申した通りにですね、一部改正の一本化されたということだから、いつから施行されるかということ、あとでよろしゅございますから、パンフレットを読まれ

たら内容分かると思いますからですね。お願いしときます。

○議長

良いですか（はい）他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。本日の農地法第3条の案件は3件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、6ページになります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、徳久、地目、畑の1筆、面積697㎡、渡人、大字蔵数の____さん、受人、大字山ノ井の____さん、申請事由は渡人の離農のためでございます。売買価格は総額_____円、作物は梨・桃等でございます。説明は以上でございます。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局からの説明通りです。よろしくお願いしときます。

○議長

それでは説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第2項、契約、売買、所在、下北島、地目、田の2筆、面積計 1,669 m²、渡人、大字上北島の _____ さん、受人、大字下北島の _____ さん、申請事由は渡人の離農のためでございます。売買価格は反当り _____ 円でございます。作物は米でございます。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。ただいま事務局より説明があった通りでございます。審議の方よろしくお願いいいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第3項、契約、売買、所在、上北島、地目、田の2筆、面積計 806 m²、渡人、大字和泉の _____ さん他2名、受人、大字下北島の _____ さん、申請事由は渡人の離農のためでございます。売買価格は反当り _____ 円です、作物は米でございます。以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。_____さんの親戚だそうです。そこがもう皆農業をしてありませんし、この際手放すということで一緒に来られた次第でございます。審議方よろしくお願ひします。

○議 長

それでは説明が終わりました、第3項について質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願ひいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第4号、農地法第4条の転用を提案いたします。本日の農地法第4条の案件は2件ございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書7ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

第1項、所在、若菜、地目、畑1筆、面積506㎡、申請人は筑後市山ノ井の_____さん、申請事由は、貸駐車場整備となっております。地図の1ページをご覧ください。市のですね、子育て支援施設の_____の南側になります。この農地は、令和4年12月に_____さんが3条で取得されたものでございますけれども、市が借りていた駐車場ですね。この地図の申請地の右上の方に_____専用駐車場、それと_____の駐車場と書いてありますが、この周りがすべて宅地で開発されてもう造成まで終わっております。ということで、_____の駐車場がほぼなくなってしまうと、どうしようもないということで_____さんが持っておられる近いところを駐車場にして借りるという話がまとまったということですね。3年3作ではありませんけれども、市の施設用地として借りるということでやむを得ない状況であるかなというふうに考えておるところでございます。農地の種別は用途地域で第3種農地、原則許可のところでございます。契約期間は3年間で自動更新、賃料は月額_____万円の予定でございます。

す。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局からの説明の通りでありまして、審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在、西牟田、地目、田1筆、面積4,031㎡、申請人は西牟田の_____さん、申請事由は、農地改良、田を畑へというふうになってございます。地図の2ページをご覧ください。西牟田の_____のすぐ東側のところでございますけども、農振の青地のところですが第1種農地、一時転用の期間は令和5年8月1日から令和5年10月31日までの間、これが一時転用の期間となっております。

こちらの申請農地の両側、北側と南側が畑でございまして、極端に言うところなふうに両方こうなっていて、水田のところの水捌けが悪くて稲作には不向きということで、農地改良されたあと畑にされた後は麦と大豆を作付けされるというところでございます。

また申請面積が1,000㎡を超えますので、届け出ではなく転用許可が必要ということになってございます。_____さんは以前に別のところで1,000㎡未満のやつの届け出をされておって、届け出で良かろうと思ってあったようですがそれは違いますよということですね、もう少し土を入れてあったのでそれは事前着工になるのでやめてくださいねということで中止をさせていただいているところでございます。こちらは3,000㎡を超えますので県の農業会議の常設審議委員会の案件となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今すべて事務局の方が説明された通りですね、私も6月26日に現場を見てきて、既に重機と盛り土が搬入されておりまして事務局の方に連絡したら、農林からの指導があつておつたということで問題はないと思いますけれど、本件に限らず申請前に工事に着工されたりですね、一部分ですけど、正直言いましてそんな全然じゃなかったんですけどこういうふう有一部分でも工事があつておりました。私が推進委員からずっと6年間やってきて、申請前に工事をやっておられたりすることが確認をしております、西牟田でも_____さんという転用業者が、不動産屋さんがそういうことをやっておられたから当時の農業委員さんと一緒に事務局も含めてですね、現状回復をさせた上に申請書を出して承認というようなことがありましたけど、今回も思いましたけど、_____さんだから特別とかじゃなくてこういう時はきちんと申請書に始末書なり顛末書あたりを添付したら、そういうのが発覚したら始末書なんかを添付するというようにした方が良いんじゃないかなと思ひまして、過去の例にそういう事例があれば事務局からお話を。

○議 長

事務局。

○事務局

はい。先程近藤委員さんから言われましたように、図らずも事前にちよつとしてしまったという場合、それと大分昔に自分のところに倉庫を建てとつたとか過去にも案件でお話したと思ひますけど、そういう場合にはきちんと始末書を添付をしていただくということで、これは許可権者の農林の方からも必ず求められますので、出していただくということで過去も対応しております。始末書あるいは顛末書、始末書添付は必要というふうになってきます。なので先程近藤委員さんが言われましたように、転用申請があつた場合には皆様も現地に行かれて状況を見てこられると思ひます。私どもも事前調査の前に農林と現地調査を行つております。そこでこれは事前着工じゃないかしらという時はその転用事業者さんに確認をしまして、これ元に戻してくださいとか始末書を添付してくださいとか合わせて指導しておりますので、先程言われた通りにしておりますので、そういうことになっております。

○議 長

今回の件は、農林も見てあつとやろ。

○事務局

はい、農林と一緒に見てきてですね、まあ、事業の必要性はですね水捌けも悪くてですね。

○担当委員

確かにかなり高低差がありましたからですね、これは当然土盛りが必要と思いましたが。そしたら確認しますけど、悪質な場合は現状回復をやって、その上にきちんと顛末書なり始末書なりを頂戴するということで進むということですね。(はい) 分かりました。

○委 員 (13番)

すいません、よかですか。

○議 長

はい。どうぞ。

○委 員 (13番)

お尋ねしますが、ここんところは___さんのとが真ん中であって、低くなつとでしょうが、基盤整備は一緒になつとつとですかね。

○担当委員

南側から私もずっと見てきましたけれど、殆ど基盤整備があつてるんですよ。ここがちょうど住宅の東側になるからですね、ちょっとそこまでは私も確認はしておりません。(土地改良の分がですね)

○議 長

事務局、説明して。

○事務局

はい。土地改良事業が入っているかということは私の方で確認をしてきまして、ここは入っていないと、いうことで確認をしております。

○委 員 (13番)

何べんか通りよつたけん分かったですけどね、こっち側はほら住宅地になつとるでしょうが、反対側が。こっち側が基盤整備にかかつとるじゃいかかつとらんじゃいもしかかつとらんなら、こっちまで宅地になる可能性があるかなつて思つてちよつとお

尋ねしたところやったです。(そう言われるだろうと思って)(いいですね)はい、すいません。ありがとうございました。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は2件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の8ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、新溝、地目、畑1筆、面積909㎡、渡人は久留米市安武町の_____さん、受人は鳥栖市の_____さん、申請事由は露天駐車場及び家庭菜園となっています。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。こちらは新溝の信号から真南のところになります。こちらの農地区分は、農地の広がり10ha以上また西の方へ抜けておりますので第1種農地ですけれども、見ていただくと分かりますように周りに集落がありますので、集落接続のため転用許可可能というふうになっております。この_____さん、鳥栖と言いましたけれども現在_____さんですね、筑後市長浜にあります。こちらの配達を請け負う配送業を夫婦で営んでおられます。鳥栖よりも近くで探されていたところ、この農地と住宅、住宅の方はそのまま使われるとお伺いしております。_____さんご夫婦、子供さんがお二人いらっしゃいます。ご両親も一緒にこちらの方に引っ越して来られるということになりました。土地の価格は宅地を含めて合計の_____円、坪単価の約_____円ですけれども、所有者の_____さんは久留米にお住まいで筑後に帰ってくることはなく、農業もされていないため、このような価格設定となったと伺っております。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。12番の溝口でございます。ただいま事務局の説明通りでございます。単価は非常に安いですが、それでも売りたいと本人さん申し出てありますので、このような設定になりました。以上でございます。ご審議よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積は537㎡、渡人は久留米市の_____さん、受人は西牟田の_____さん、申請事由は貸し駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図は4ページでございます。ちょうど天堤のすぐ近所になりますけど、中ほどに_____さんがありまして、____さん、____さんのすぐ近くというところになってございます。こちらは周りを住宅に囲まれた農地でございます。_____さんはご夫婦で_____、ちょっと小さいんですが申請地の西側に_____を経営してありまして、奥さんが購入されて、夫に貸すということになってございます。今現在はですね、_____さんの下の部分のちょっとしたところにしか駐車場がなくてですね、ほぼほぼ道路のほうとかに違法駐車状態になってますのでそれはいかんということですね。それを解消するために相談をされたということでございます。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

西牟田の近藤です。説明はもうありません。言われたとおり_____の駐車場ということで、間違いありません。以上です。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

本日の案件は、これですべて終了いたしました。

これをもちまして第37回農業委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時30分 閉会